

# 学校行事参加証明書(入湯税課税免除用)

令和 年 月 日

(あて先) 五所川原市長(入湯施設経由)

学校名

所在地

校長

下記の者は、五所川原市税条例施行規則第13条第2号に掲げる学校行事に参加する事を証明する。

記

宿泊期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
参加行事	種類	<input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> 体育大会 <input type="checkbox"/> その他( )
	団体名	
	行事名	
	行事開催地	
課税免除を受けようとする入湯者数(児童・生徒・学生と引率教員)		人 ※課税免除となるのは、児童・生徒・学生と引率教員のみです。 保護者等は含めないでください。
宿泊施設	住所	
	名称	

※この証明書は、五所川原市税条例施行規則第13条2号(裏面参照)の課税免除を受けようとする場合に必要となるものです。  
記入、押印したのち、旅館等の利用施設(入湯税特別徴収義務者)に提出してください。  
※この証明書の提出がない場合は、入湯税が課税されます。

宿泊施設受付印	市町村受付印

〔裏面〕 学校行事参加証明書(入湯税課税免除用)

## ■入湯税の課税免除の範囲

### 五所川原市税条例

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者

### 五所川原市税条例施行規則

(入湯税に係る課税免除の特例)

第13条 条例第142条に掲げる者のほか、次の各号に該当する場合は、入湯税を課さない。

- (1) 日帰り入湯料金が、1,000円(消費税及び地方消費税の額を除く)未満の場合
- (2) 修学旅行又は各種大会に参加の学生、生徒、児童並びに引率者